

当座勘定規定（専用約束手形口）

第1条 反社会的勢力との取引拒絶

この当座勘定は、第23条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第23条第3項各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第2条 当座勘定への受入れ

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第3条 証券類の受入れ

- (1) 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

第4条 本人振込み

- (1) 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第5条 第三者振込み

- (1) 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第3条と同様に取扱います。
- (2) 第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第4条と同様に取扱います。

第6条 受入証券類の不渡り

- (1) 前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りになったときは、直ちにその旨本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落とし、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、ま

たは振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第5条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。

- (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

第7条 手形、小切手の金額の取扱い

手形、小切手を受入れまたは手形を支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

第8条 手形の支払

- (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。
- (2) 前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、当行所定の請求手続をしてください。

第9条 手形用紙

- (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。
- (2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。
- (3) 手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します
- (4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。
- (5) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- (6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第10条 手数料

前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当行所定の手数料を支払ってください。

第11条 支払の範囲

- (1) 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。
- (2) 手形の金額の一部支払はしません。
- (3) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込みされた資金によ

当座勘定規定（専用約束手形口）

り支払います。

第12条 支払の選択

同日に数通の手形の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

第13条 印鑑の届出

- (1) 当座勘定の取引に使用する印鑑は、当行所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
- (2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑を前項と同様に届出てください。

第14条 届出事項の変更

- (1) 手形、手形用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着しましたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第15条 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第1項および第2項と同様に届出てください。
- (4) 第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 第1項から第4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第16条 印鑑照合等

- (1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえば、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 手形として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、

相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえば、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

- (3) この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

第17条 振出日、受取人記載もれの手形

- (1) 手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができます。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第18条 自己取引手形等の取扱い

- (1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行なうことなく、支払をすることができます。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第19条 利息

当座預金には利息をつけません。

第20条 残高の報告

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

第21条 譲渡、質入れの禁止

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

第22条 取引等の制限

- (1) 預金者が当行からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合には、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届出るとします。当該預金者が当行に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができます。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができます。

① 不相当に多額または頻繁と認められる現金で

当座勘定規定（専用約束手形口）

の入出金取引

②外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等
外為取引全般

③当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供
与、または経済制裁関連法令等への抵触のリス
クが高いと判断した個別の取引

(4) 第1項から第3項に定めるいずれの取引等の制限
についても、預金者から合理的な説明がなされた
こと等により、マネー・ローンダリング、テロ資
金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のお
それが解消されたと認められる場合、当行は速や
かに前3項の取引等の制限を解除します。

第23条 解約

(1) この取引は、本人の都合でいつでも解約するこ
とができます。ただし、当行に対する解約の通知は
書面によるものとします。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこ
の預金取引を停止し、または預金者に通知するこ
とにより、この預金口座を解約することができる
ものとします。なお、通知により解約する場合、
到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を
届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解
約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明
らかになった場合または預金口座の名義人の
意思によらずに開設されたことが明らかにな
った場合

②この預金の預金者が第21条に違反した場合

③この預金が本邦または外国の法令・規制や公
序良俗に反する行為に利用され、またはその
おそれがあると認められる場合

④法令で定める本人確認等における確認事項、
および第22条第1項で定める当行からの通知
等による各種確認や提出された資料が偽り
である場合

⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資
金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引
に利用され、またはそのおそれがあると当行
が認め、マネー・ローンダリング等防止の観
点で当行が預金口座の解約が必要と判断した
場合

⑥預金者が口座開設申込時に申告した利用目的
どおりにこの預金口座を利用しなかった場合、
または口座開設後一定期間この預金口座を利
用せず、当行が預金者の届出住所または届出
電話番号に連絡しても連絡が不能である場合

⑦前①から⑥の疑いがあるにも関わらず、正当な
理由なく当行からの確認に応じない場合

(3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、当行

が取引を継続することが不適切である場合には、
当行はこの取引を停止し、または解約の通知をす
ることによりこの当座勘定を解約することがで
きるものとします。なお、この解約によって生じ
た損害については、当行は責任を負いません。ま
た、この解約により当行に損害が生じたときは、
その損害額を支払ってください。

①当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して
虚偽の申告をしたことが判明した場合

②本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくな
った時から5年を経過しない者、暴力団準構成
員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標
ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他こ
れらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」
という。）に該当し、または次のいずれかに該
当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認めら
れる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与してい
ると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を
図る目的または第三者に損害を加える目的
をもってするなど、不当に暴力団員等を利用
していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、また
は便宜を供与するなどの関与をしていると
認められる関係を有すること

③本人が、自らまたは第三者を利用して次のい
ずれか一つにでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または
暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用
いて当行の信用を毀損し、または当行の業
務を妨害する行為

E. その他 A から D に準ずる行為

(4) 当行は、支払資金預入れの再三にわたる遅延、支
払の停止その他相互の信頼関係が失われた場合
には、いつでもこの取引を解約することができます。

(5) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信し
た場合に、その通知が延着または到達しなかつ
たときは、通常到達すべき時に到達したものとみ
なします。

(6) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行

当座勘定規定（専用約束手形口）

が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

- (7) 手形用紙の交付枚数のいかんにかかわらず、毎年1月の当行所定の日においてこの当座勘定の受払が1年間なかった場合には、取引はその日に終了するものとします。

また、その所定の日において交付枚数のすべてが引落されている場合にも同様とします。

第24条 取引終了後の処理

- (1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された手形であっても当行はその支払義務を負いません。
- (2) 前項の場合には、未使用の手形用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

第25条 手形交換所規則による取扱い

- (1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第8条第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- (3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第26条 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律について

この預金について10年を越えて入出金等の異動がなかった場合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第2条6項の休眠預金等に該当するものとして、この預金にかかる資金は、同法第7条にもとづき預金保険機構に移管されます。休眠預金等に関しては、休眠預金規定が適用されます。

第27条 規定の変更

- (1) この規定の各事項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

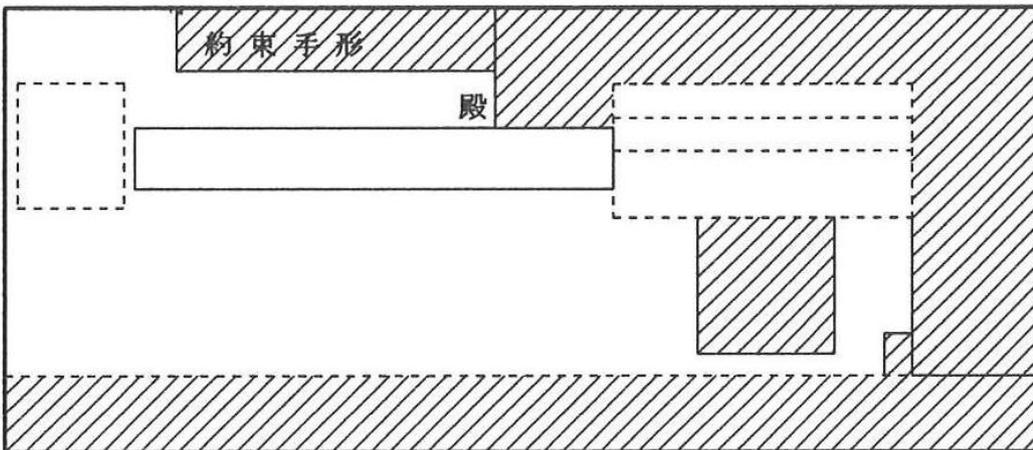
以 上

約束手形用法

1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
 (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。
 なお、文字による複記はしないでください。
 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
 (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。
6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図斜線部分）は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。
7. 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙によりただちに届出てください。
8. 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

◆QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

<約束手形用紙>



● 金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2		3	4	5	6	7	8	9	10
漢数字	壹	弍	弍	貳	參	肆	伍	陸	柒	捌	玖	拾
	100	1,000	10,000									
漢数字	百	千	万									

<その他> 金、円、圓（円の異体字）、億

※ お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。